

○ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q & A（事例集）（平成 29 年 5 月 30 日付け個人情報保護委員会事務局・厚生労働省医政局・医薬・生活衛生局・老健局事務連絡）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
【総論】 A 2－3 「個人識別符号」とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして個人情報保護法施行令で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となります。 医療・介護関係事業者が取り扱う「個人識別符号」の具体的な内容としては、例えば細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列（※）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく保険者番号及び被保険者等記号・番号、介護保険法（平成 9 年第 123 号）に基づく<u>被保険者番号等</u>などがあります。 なお、上記の保険者番号及び被保険者等記号・番号や、<u>被保険者番号等</u>については、それぞれこれらの記号、番号等が全て含まれる情報が、個人識別符号に該当します。 ※ ガイドライン（通則編）においては、「細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列」のうち、個人識別符号に該当するものは、「ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシーケンスデータ、全エクソームシーケンスデータ、全	【総論】 A 2－3 「個人識別符号」とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして個人情報保護法施行令で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となります。 医療・介護関係事業者が取り扱う「個人識別符号」の具体的な内容としては、例えば細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列（※）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく保険者番号及び被保険者等記号・番号、介護保険法（平成 9 年第 123 号）に基づく<u>被保険者証の番号及び保険者番号</u>などがあります。 なお、上記の保険者番号及び被保険者等記号・番号や、<u>被保険者証の番号及び保険者番号</u>については、それぞれこれらの記号、番号等が全て含まれる情報が、個人識別符号に該当します。 ※ ガイドライン（通則編）においては、「細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列」のうち、個人識別符号に該当するものは、「ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシーケンスデータ、全エクソームシーケンスデータ、全

ゲノム一塩基多型（single nucleotide polymorphism：SNP）データ、互いに独立な40箇所以上のSNPから構成されるシーケンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列（short tandem repeat：STR）等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの」とされている。

ゲノム一塩基多型（single nucleotide polymorphism：SNP）データ、互いに独立な40箇所以上のSNPから構成されるシーケンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列（short tandem repeat：STR）等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの」とされている。